

社会科学習指導案

平成30年9月3日(月) 第2校時 3年B組教室

授業学級 3年B組(39名)

授業者

指導教諭

1 単元名 「消費生活と経済」(3消費者の権利を守るために)

2 主眼

給食食器破片視力低下事件の判決の結果を考える場面で、消費者の保護に関する法律に着目して、資料「PL法」や「消費者の4つの権利」などを読み取ることを通して、企業は消費者との契約の中で消費者問題の発生を防ぎ消費者主権を確立するために消費者の権利を保障していくことが必要であり、そのため消費者側が勝ったことが分かる。

3 本時の位置(全4時間中 第3時)

前時:消費者問題から消費者の立場を学んだ。

次時:商品の流通について学ぶ。

4 本時の評価規準

- ・企業は消費者との契約の中で社会的責任が発生し、消費者問題の発生を防ぎ、消費者主権を確立するために消費者の権利を保障していくことが必要であることを説明している。

5 展開

段階	学習活動	予想される生徒の反応	◇教師の指導・援助	時間	備考
問題把握	1 資料を読み取り、学習問題を設定する。	ア 落としたのは小学生だから、責任は小学生の側にあると考える。 イ ガラス製の食器を落とすことは小学生であれば可能性があるのでは、企業側に責任があると思う。 ウ 実際の判決では、どちらが勝訴したのだろうか。	◇大型モニターに導入資料1を提示し読み取ったことを発表するように促す。 ◇責任の所在を予想するよう促す。 ◇ウのような、実際の判決内容について着目している生徒の意見を取り上げ、学習問題を設定する。	5分	導入資料1「給食食器破片視力低下事件」のスライド
	2 学習問題に対して予想を立てて発表し、追究の見通しをもつ。	エ 小学生側が勝ったと思う。前回の授業で消費者は弱い立場だと学習したから、企業は消費者を保護する法律があると思う。 オ 企業側だと思う。消費者の不注意で起きたことだから企業の責任はないと思った。 カ 消費者の保護に関する法律に着目すればよさそうだ。	◇ワークシートを配付し、学習問題に対する予想を記入するように促す。 ◇机間指導をしながら、指名計画を立て、予想を発表するように促す。 ◇カのように、消費者の保護とそれに関する法律に着目した考えを全体に位置付け、学習課題を設定する。	10分	
追	3 予想を明らかにするための資料を読み取り、分かったことを発表する。	キ 資料1から、消費者には4つの権利があり、安全を求める権利があると分かった。 ク 資料2から、消費者の権利を守るために、消費者基本法が定められていることが分かる。 ケ 資料3から、情報量に差があることを踏まえて、消費者契約法が定められていることが分かる。 コ 資料4から、PL法では企業に過失がなくても賠償責任が定められたことが分かる。 サ 資料5から、PL法が定めている欠陥に表示上の欠陥があり、この事件は表示上の欠陥が認められたことが分かった。 シ 資料6から、PL法の判例としてこんにやくゼリー事件があるとわかった。	◇資料1~6を配付し、資料から読み取れることをワークシートに記入するように促す。 ◇机間指導を行い、それぞれの資料をどのように読み取っているかを確認しながら、指名計画を立てる。 ◇それぞれの資料を読み取れている生徒には資料同士の関連を考えるように促す。 ◇ワークシートに記入したことを全体で発表するように促す。 ◇サのように、消費者の保護だけでなく、責任についても着目して考察している生徒の意見を取り上げて全体に位置付け、板書していく。	25分	資料1「消費者の権利」 資料2「消費者基本法」 資料3「消費者契約法」 資料4「PL法」 資料5「PL法が定める欠陥」 資料6「判例」
	4 今日の学習を振り返り、分かったことをまとめる。	ス 企業は消費者との契約の中で消費者問題の発生を防ぎ消費者の権利を保障していることが分かった。だから消費者側が勝った。 セ 作られた商品はどうやって私たちのところにとどまっているのだろうか。	◇本時の授業を振り返り、分かったことをワークシートに記入し発表するよう促す。 ◇セのように商品の流通に着目した意見を取りあげ、次時につなげる。	10分	

6 反省